

由布市告示第115号

平成30年第4回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成30年11月28日

由布市長 相馬 尊重

- 1 期 日 平成30年12月5日
 - 2 場 所 由布市議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

佐藤 孝昭君	高田 龍也君
坂本 光広君	吉村 益則君
田中 廣幸君	加藤 裕三君
平松恵美男君	太田洋一郎君
野上 安一君	加藤 幸雄君
鷺野 弘一君	甲斐 裕一君
溝口 泰章君	浏览けさ子君
佐藤 人已君	田中真理子君
工藤 安雄君	長谷川建策君
佐藤 郁夫君	

○応招しなかった議員

なし

平成30年 第4回（定例）由布市議会会議録（第1日）

平成30年12月5日（水曜日）

議事日程（第1号）

平成30年12月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願の取下げの件について
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 報告第25号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第26号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第27号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第9 報告第28号 定例監査の結果に関する報告について
- 日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「平成30年度由布市一般会計補正予算（第3号）」
- 日程第11 議案第73号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第12 議案第74号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第75号 由布市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第76号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第77号 由布市特別会計条例の一部改正について
- 日程第16 議案第78号 由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正について
- 日程第17 議案第79号 由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第80号 由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第81号 由布市庄内農産加工センターの指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第82号 独自住宅、由布市市営特定公共賃貸住宅及び由布市市営雇用促進住宅並びにその共同施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第83号 市道路線（長宝中央線）の廃止について
- 日程第22 議案第84号 市道路線（長宝中央線）の認定について

- 日程第23 議案第85号 市道路線（小原馬米線）の認定について
- 日程第24 議案第86号 市道路線（生田原団地西線）の認定について
- 日程第25 議案第87号 市道路線（小挾間影戸線）の認定について
- 日程第26 議案第88号 市道路線（上瀬口線）の認定について
- 日程第27 議案第89号 市道路線（中瀬口線）の認定について
- 日程第28 議案第90号 市道路線（北大津留川原線）の認定について
- 日程第29 議案第91号 市道路線（下柚ノ木線）の認定について
- 日程第30 議案第92号 市道路線（上影戸線）の認定について
- 日程第31 議案第93号 大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議
について
- 日程第32 議案第94号 別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議
について
- 日程第33 議案第95号 臼杵市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議
について
- 日程第34 議案第96号 津久見市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協
議について
- 日程第35 議案第97号 竹田市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議
について
- 日程第36 議案第98号 豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する
協議について
- 日程第37 議案第99号 日出町の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議
について
- 日程第38 議案第100号 公の施設を大分市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第39 議案第101号 公の施設を別府市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第40 議案第102号 公の施設を臼杵市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第41 議案第103号 公の施設を津久見市の住民の利用に供することに関する協議につい
て
- 日程第42 議案第104号 公の施設を竹田市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第43 議案第105号 公の施設を豊後大野市の住民の利用に供することに関する協議につ
いて
- 日程第44 議案第106号 公の施設を日出町の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第45 議案第107号 大字・字の区域の変更について

- 日程第46 議案第108号 平成30年度由布市一般会計補正予算（第4号）
日程第47 議案第109号 平成30年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第48 議案第110号 平成30年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第49 議案第111号 平成30年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第50 議案第112号 平成30年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第51 議案第113号 平成30年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）
日程第52 議案第114号 平成30年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 請願の取下げの件について
日程第5 請願・陳情について
日程第6 報告第25号 専決処分の報告について
日程第7 報告第26号 専決処分の報告について
日程第8 報告第27号 例月出納検査の結果に関する報告について
日程第9 報告第28号 定例監査の結果に関する報告について
日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「平成30年度由布市一般会計補正予算（第3号）」
日程第11 議案第73号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
日程第12 議案第74号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第13 議案第75号 由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について
日程第14 議案第76号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第15 議案第77号 由布市特別会計条例の一部改正について
日程第16 議案第78号 由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正について
日程第17 議案第79号 由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定について
日程第18 議案第80号 由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について
日程第19 議案第81号 由布市庄内農産加工センターの指定管理者の指定について
日程第20 議案第82号 独自住宅、由布市市営特定公共賃貸住宅及び由布市市営雇用促進住宅

並びにその共同施設の指定管理者の指定について

- 日程第21 議案第83号 市道路線（長宝中央線）の廃止について
- 日程第22 議案第84号 市道路線（長宝中央線）の認定について
- 日程第23 議案第85号 市道路線（小原馬米線）の認定について
- 日程第24 議案第86号 市道路線（生田原団地西線）の認定について
- 日程第25 議案第87号 市道路線（小挾間影戸線）の認定について
- 日程第26 議案第88号 市道路線（上瀬口線）の認定について
- 日程第27 議案第89号 市道路線（中瀬口線）の認定について
- 日程第28 議案第90号 市道路線（北大津留川原線）の認定について
- 日程第29 議案第91号 市道路線（下柚ノ木線）の認定について
- 日程第30 議案第92号 市道路線（上影戸線）の認定について
- 日程第31 議案第93号 大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第32 議案第94号 別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第33 議案第95号 臼杵市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第34 議案第96号 津久見市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第35 議案第97号 竹田市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第36 議案第98号 豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第37 議案第99号 日出町の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第38 議案第100号 公の施設を大分市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第39 議案第101号 公の施設を別府市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第40 議案第102号 公の施設を臼杵市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第41 議案第103号 公の施設を津久見市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第42 議案第104号 公の施設を竹田市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第43 議案第105号 公の施設を豊後大野市の住民の利用に供することに関する協議につ

いて

- 日程第44 議案第106号 公の施設を日出町の住民の利用に供することに関する協議について
日程第45 議案第107号 大字・字の区域の変更について
日程第46 議案第108号 平成30年度由布市一般会計補正予算（第4号）
日程第47 議案第109号 平成30年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第48 議案第110号 平成30年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第49 議案第111号 平成30年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第50 議案第112号 平成30年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第51 議案第113号 平成30年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）
日程第52 議案第114号 平成30年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）
-

出席議員（19名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 佐藤 孝昭君 | 2番 高田 龍也君 |
| 3番 坂本 光広君 | 4番 吉村 益則君 |
| 5番 田中 廣幸君 | 6番 加藤 裕三君 |
| 7番 平松恵美男君 | 8番 太田洋一郎君 |
| 9番 野上 安一君 | 10番 加藤 幸雄君 |
| 12番 鷺野 弘一君 | 13番 甲斐 裕一君 |
| 14番 溝口 泰章君 | 15番 渕野けさ子君 |
| 16番 佐藤 人已君 | 17番 田中真理子君 |
| 18番 工藤 安雄君 | 19番 長谷川建策君 |
| 20番 佐藤 郁夫君 | |

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

- | | |
|-----------|-----------|
| 局長 首藤 康志君 | 書記 一野 英実君 |
| 書記 小川 晃平君 | |
-

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	太田 尚人君
教育長	加藤 淳一君	総務課長	漆間 尚人君
財政課長	佐藤 公教君	総合政策課長	一尾 和史君
監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長		衛藤 哲男君	
会計管理者	鶴原 章二君	建設課長	佐藤 洋君
農政課総括課長補佐	左藤 毅君	水道課長	佐藤 正秋君
福祉事務所長兼福祉課長		栗嶋 忠英君	
健康増進課長	馬見塚美由紀君	保険課長	佐藤 厚一君
商工観光課長	衛藤 浩文君	環境課長	花宮 宏城君
挾間振興局長兼地域整備課長		大久保隆介君	
庄内振興局長兼地域振興課長		田邊 祐次君	
湯布院振興局長兼地域振興課長		右田 英三君	
教育次長兼教育総務課長		八川 英治君	
消防長	亀田 博君	代表監査委員	大塚 裕生君

午前10時00分開会

○議長（佐藤 郁夫君） 皆さん、おはようございます。これより、平成30年第4回由布市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は19人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。執行部より、市長、副市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 郁夫君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、12番、鷲野弘一君、13番、甲斐裕一君の2名を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの14日間といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの14日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、今期定例会開会前までの分をお手元に資料として配付いたしておりますので、お目通しをいただき報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告をお願いします。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。平成30年第4回定例会の開会に当たりまして、議員の皆様方には、公私ともに大変御多忙の中御出席をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

本定例会において、提案いたすことにしております報告4件、承認1件、議案42件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いいたしますとともに、何とぞ御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

また、本日お手元に行政報告をお配りしております。御一読いただきますようお願いする次第でございますけども、少し時間をいただきまして、幾つかの項目について詳細な報告を申し上げます。

まず、10月18日には、霧島市で開催されました第123回九州市長会に出席し、基礎自治体が主体性を持って総合的に行政を担うことができるよう、都市財政の拡充強化、福祉施策の充実強化などの議案について討議が行われました。

11月1日には、広瀬大分県知事と県内の市町村長との意見交換会が開催され、出席いたしました。意見交換会では、人口減少社会における今後の行政運営について意見交換が行われたところでございます。

11月3日の文化の日には、それぞれの分野から由布市の発展に多大な御貢献をいただきました6名の個人と3つの団体の皆様に対しまして、功労表彰式をとり行い、その御功績をたたえるとともに、関係者の皆様にも感謝を申し上げたところでございます。

11月14日は、全国市長会の行政委員会に出席をいたしました。委員会では、総務省より地方公共団体におけるデータ活用について説明を受け、意見交換を行った後、本委員会所管の提言及び重点提言事項について審議を行ったところであります。

翌15日に開催されました全国市長会の理事・評議員合同会議では、前日の行政・財政・社会文教・経済の各委員会における審議結果を踏まえ、平成31年度国の施策及び予算に関する提言及び重点提言事項を決定したところでございます。

11月17日には、佐藤議長、太田副市長とともに在京由布市会総会へ出席いたしました。会の中では、故郷に思いをはせる皆様方より、由布市へ力強いエールをいただき、心強く思った次第でございます。また、総会の中で、在京由布市会会長の佐藤勝様へ由布市観光特別大使をお願いいたしました。

11月29日には、10月14日に開催されました、第79回大分県畜産共進会において見事、グランドチャンピオン（農林水産大臣賞）を受賞されました、佐藤富雄様の受賞祝賀会に出席し、その快挙にお祝いを申し上げたところでございます。

11月30日には、由布市庄内公民館が完成し、落成式を挙行いたしました。本施設が今後、庄内地域のまた由布市の生涯学習拠点施設として、活発に利用されるとを心から期待しているところでございます。また、建設に当たりましては、市議会議員の皆様、公民館建設検討委員会委員の皆様を初め、多くの方の御理解と御協力を賜りました。この場をお借りしまして、重ねて関係者の皆さまに感謝を申し上げる次第です。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、行政報告に記載しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、報告といたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、地方自治法第125条の規定により、平成30年第3回定例会において採択されました請願の処理経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（太田 尚人君） おはようございます。副市長でございます。

それでは、平成30年第3回定例会におきまして審議をいただきました請願につきまして、その処理経過、結果報告を行います。

請願受理番号10、件名、市道編入に関する請願について。湯布院町川上1524番7付近から川上1115番1付近までの里道を市道編入に係る請願についてですが、現在道路台帳作成業務を委託するよう作業を進めており、成果後に市道認定議案を提案する予定でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 請願の処理経過と結果報告が終わりました。

次に、由布大分環境衛生組合議会の報告をお願いします。由布大分環境衛生組合議会議長、工藤安雄君。

○由布大分環境衛生組合議会議長（工藤 安雄君） 皆様、おはようございます。由布大分環境衛生組合議会議長の工藤安雄です。

平成30年第2回由布大分環境衛生組合議会定例会が、由布大分環境衛生組合会議室で、平成30年11月20日午前10時から開催されましたので、その結果について報告をいたします。

会期は、当日1日限りとし、議事事件としては認定1件、議案1件が上程されました。

次に、認定第1号、平成30年度由布大分環境衛生組合歳入歳出決算の認定についてであります。事務局より歳入歳出決算書に基づいて詳細な説明があり、平成29年度歳入歳出決算額は、収入済み額6億3,626万6,133円、支出済み額5億8,792万2,962円、差し引き残額4,834万3,171円が翌年度繰越金となるとの説明がありました。

続いて、監査委員大塚裕生氏から決算審査報告があり、審査の期間は平成30年7月24日の1日で、松下監査委員と2名で審査を行ったことの報告がありました。

審査意見といたしましては、適切に処理されている旨が報告されました。

また、今後の組合運営や解散事項については、由布市・大分市両市と密に協議し組合運営に支障がでないよう万全の体制を図るよう要望された旨が報告されました。

慎重審議の結果、全員の賛成で認定されました。

議案第3号、平成30年度由布大分環境衛生組合補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,069万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ6億211万8,000円とするものです。歳入は、分担金及び負担金を299万5,000円減額し、財産収入を35万円の増額、前年度繰越金を1,334万3,000円増額するものです。歳出は総務費を12万2,000円の増額、衛生費を536万7,000円の増額、予備費を520万9,000円の増額となっています。

審議の結果、全員の賛成により可決されました。

以上で、平成30年第2回由布大分環境衛生組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 由布大分環境衛生組合議会の報告は終わりました。

次に、閉会中の委員会の調査、研修の結果について報告を求めます。まず、教育民生常任委員長、加藤幸雄君。

○教育民生常任委員長（加藤 幸雄君） おはようございます。教育民生常任委員長、加藤幸雄でございます。教育民生常任委員会の調査研修報告をいたします。

本常任委員会は所管事項のうち、次の事件において調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

調査事件、燕市における学力向上対策 Jack & Betty 教室の取り組みについて。健康づくり事業におけるタニタカフェの取り組みについて。の2点でございます。

調査研修の期間、平成30年11月14日から、11月16日まで。

調査研修地、新潟県燕市と新潟県長岡市でございます。

調査研修者、教育民生常任委員全員でございます。随行は、議会事務局でございます。

調査結果、燕市における学力向上対策、Jack & Betty 教室の取り組みについて、視察

地は燕市でございます。燕市は、越後平野のほぼ真ん中にありまして、もう右を見ても左を見ても、ずっと平野がつながっている、ものすごく広い平野だということを再確認をいたしました。ここは、燕市と三条市が隣合わせになっているものですから、北陸自動車道の停留所が三条燕市、上越新幹線の駅は燕三条市ということで分け合っているみたいでございます。

燕市における学力向上対策についてでございますけども、平成二十二、三年ごろまでは全国平均よりも5点から6点ぐらい低い状況にありましたけども、平成24年ごろから教育長ほか執行部の力で学力に力を入れるということで、今では全国平均にほぼ並んでいる状況でございます。

新潟県燕市は、由布市よりも若干成績がいいですねと言ったら、にこっと笑っていましたので、多分向こうのほうが勝っているんだなと思ってるのではなかろうかなというふうに思っております。

ここの燕市も年々学力が向上しております、その中でやはり取り組んでいるのが、ちょっと由布市ではやっていないのかなと思ったのが、教職員の指導力向上を図る取り組み、中学校プロジェクトとして国語、数学、英語で、強化ごとに担当者会議を組織し、研修や情報交換を行っている。

また、新潟大学教育学部とのパートナーシップ事業で、教授、准教授が大学で持っている知的、人的財産を活用して、これを教員に指導を行う、教員の学力ちゅうんですか、そういうもの上がってきた部分で、子どもたちが、やはりそれを習いながら学力が上がってきたのかなというふうに感じました。

あとは、大学の生徒が学生が生徒に指導をするという教室もやっていました。これで大学の学生さんが学校に教員になりたいと言ったときに、そこの本人の勉強にもなるということで、両方ともレベルアップができていますのかなという感じでございます。

研修の成果のまとめですけれども、地域の次世代を担う児童生徒の教育については、多くの自治体が、いろいろ取り組みながら苦労を重ねているのかなという感じがいたしますけれども、やはり教育長だけでなく、市長も一緒になってやられると全国レベルに達する、またそれがずっと続けられるのかなということを感じました。

由布市においても教育現場で実践されている授業等にさらなる磨きをかけて、教育現場の地域が一体となって自治体をリードする人材育成にも取り組んでいただければというふうに強く感じた次第でございます。

次に、長岡市の健康づくり事業におけるタニタカフェの取り組みについて。健康づくりにおけるタニタカフェの取り組みについては、長岡市では、やはりもうどこの自治体も同じなんですけども、高齢化の進行に伴う介護や、生活習慣病の予防が大きな課題となっていることは、皆さん御承知のとおりだと思います。

長岡市では、健康な生活習慣を幼少のときから身につけさせ、青年期・壮年期の生活習慣病のリスクが軽減するよう取り組んでおられます。この中では、多世代健康まちづくりプランということを実業として上げて、タニタカフェって、タニタ株式会社のノウハウを地域に取り込んで、ここのメニューを食堂のほうに利用している。私たちも食べたんですけども、ヘルシーメニューなんで、ちょっと味も薄め、カロリーもちょっと控えめなんですけども、こういうのを食べていれば健康ができるというのが小さなころからできてくるのかなと。かなり多くの方がここを利用されておりまして、食堂にはタニタカフェ推薦の食事メニューも並んでいるというふうな状況でございました。

研修の成果のまとめですけども、長岡市では、ながおかタニタ健康くらぶというものをつくりまして、ここに入会されている方が2,800人前後、延べ人数にすると7万9,000人ぐらいの方が利用されているということで、ここ利用された方は、健康クラブに入会して健康になったと感じる方が80%弱おられまして、健康になって歩く歩数が今までは5,600歩ぐらいだったのが、7,000歩ぐらいになったと、全国平均が6,260ですので、かなり大きくなったということで、健康になったと皆さん喜んでいるような感じがしました。由布市といたしましても、民間企業との積極的なタイアップやカロリー制限食、軽減食とかを提供する食堂を推進すると、皆さん方が健康になる、高齢化になっても、元気に暮らせるというような形になるのではなかろうかなということの研究した次第でございます。ぜひ、できればこういうことを事業を進めていただければ、由布市も皆さん元気で暮らせるかなということを感じました。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、産業建設常任委員長、鷲野弘一君。

○産業建設常任委員長（鷲野 弘一君） おはようございます。産業建設常任委員会の研修報告を行います。

本常任委員会は、所管事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時、平成30年10月24日から10月26日、視察先は京都府宮津市、京都府京丹波町に行つてまいりました。視察内容としまして、宮津市では観光まちづくり推進事業について、京丹波町におきましては、バイオマス産業都市構想、京丹波ブランド戦略について視察を行いました。参加議員は記載のとおりです。随行職員は議会事務局です。

それでは、研修の総括としまして、宮津市では観光まちづくり推進事業について、実際には観光に関しては、由布市のほうが進んでいるように感じました。しかし、天橋立を中心に頼った観光から、源泉発掘や京都縦貫自動車道の開通で大きなチャンスが訪れ、観光革命による働く場を確保を掲げ、さまざまな対策がとられていた。海、山、里を生かした経済圏の形成、仕事が生ま

れ、人の流れが生まれ、新たな仕事が生まれる、それがまちを活性化する経済力を高め、人口減少に歯どめをかける、この循環型社会の地域の発展につながると説明を受けました。

行政は黒子として、民間、住民にやる気を起こさせるように働く、外部、外資店舗が少なく、地元で取り組める要素もあり、行政が地域の架け橋として事業を推進する熱意を感じました。

視察地概要は一読お願いいたします。

事業概要は、宮津市は総合計画宮津ビジョン2011より重点戦略として自立循環型経済社会構造への転換を掲げ、観光資源を最大限活用した産業の創出と雇用の確保に取り組んでいました。

また、近年近隣市町長が連携し、海の京都DMOを設立して、着地型旅行商品を開発しており、誘客を図っていました。

続きまして、京丹波町では町の80%を占める森林資源を活用するために、森づくり計画を策定、バイオマス産業都市構想の認定を平成28年に国から受け、地域資源を経済に循環する仕組みを構築に取り組み、京丹波ブランド戦略については、食のまちを掲げ、農産品ブランド化の体制強化に取り組んでいました。

京丹波町バイオマス産業都市構想、京丹波ブランド戦略について。京丹波といえば、丹波栗に丹波黒豆、京丹波大黒シメジとブランド化された有名な農産物が多いが、近年は黒豆の生産は年々減少傾向にあり、そのかわりに紫ずきんという枝豆専用品種の栽培を始めると、その需要がふえている。また、道の駅京丹波味夢の里ができると多くの買い物客が訪れ、予想以上の売り上げを伸ばしている。

健康の里づくり京丹波町として、京の都の食糧庫として、食で街の文化をつくろうと需要にあった農産物をつくり進めています。町の面積の約80%が山であるが、その山を活かしたブランド戦略、品質、味が良ければ高値が付き、さらに加工品へと結びつき、農業でもうかる仕組みが出来上がっていた。

また、森林を守るための間伐材と地域の産業（養豚、養鶏などの排せつ物）の利用は地域資源を無駄なく運用する素晴らしさを実感し、うらやましく思いました。それらを組み合わせ由布市としても食と農のエネルギー循環に関する何かヒントがあれば、これらをどう取り込むか、由布市にもできるのか問題はあるが、バイオマスによるエネルギー利用は一考する価値はあると思いました。

将来を託す子どもたちへの森林資源を守る環境教育木育も、自然と触れ合う学習はうらやましく、また取り組みたい事業の一つであったというふうに思いました。

以上で、産業建設常任委員会の研修報告を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 以上で、閉会中の調査研修報告を終わります。

日程第4. 請願の取下げの件について

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第4、請願の取下げの件についてを議題といたします。平成30年請願受理番号11、市道認定についてについては、産業建設常任委員会に付託いたしましたが、請願者からお手元に配付のとおり、取り下げる旨の申し出がありました。ここで、常任委員長に審査の経過について報告を求めます。産業建設常任委員長、鷺野弘一君。

○産業建設常任委員長（鷺野 弘一君） 産業建設常任委員会です。

平成30年第3回定例会に提出された、請願受理番号11、市道認定については、当常任委員会で継続審査中でありましたが、請願者より諸般の事情により請願を取り下げる旨の請願取下げ申し出書が提出されたため、審査を中止しましたので報告いたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっています平成30年請願受理番号11の請願の取下げの件については、請願者から申し出のとおり、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。よって、平成30年請願受理番号11の請願の取下げの件については、これを承認することに決定しました。

日程第5. 請願・陳情について

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第5、請願・陳情についてを議題とします。議会事務局長に請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（首藤 康志君） 事務局長です。

それでは、お手元に配付の請願並びに陳情文書表により朗読いたします。なお、請願者、陳情者、紹介議員の氏名につきましては、敬称を略させていただきます。また、付託委員会名は省略させていただきます。

まず、請願から読み上げます。

受理番号12、件名、由布市事業所提案型介護予防教室（出張型）継続に関する請願書。請願者、庄内町〇〇〇〇〇〇〇〇、蛇口自治委員、吉廣順一朗ほか2名、紹介委員、佐藤人己。

受理番号13、件名、由布大分環境衛生組合の水路使用料額の見直しについて。請願者、挾間町鬼崎866番地1、堤子土地改良区理事長、佐藤一富。紹介議員、田中真理子、田中廣幸、甲斐裕一、佐藤孝昭。

受理番号14、件名、市道編入に関する請願について。請願者、庄内町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、小原自治委員、末松龍彦。紹介議員、佐藤人己、坂本光広。

受理番号15、件名、市道編入に関する請願について。請願者、庄内町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、小原自治委員、末松龍彦。紹介議員、佐藤人己、坂本光広。

受理番号16、件名、市道編入に関する請願について。請願者、庄内町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、小原自治委員、末松龍彦。紹介議員、佐藤人己、坂本光広。

次に、陳情を読み上げます。

受理番号9、件名、由布市城ヶ原農村公園指定管理者に関する陳情書について。陳情者、湯布院町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、合同会社Q—d a i 企画代表社員、幸野光義ほか1名。

受理番号10、件名、議員の兼業・請負禁止規定違反による佐藤人己議員の失職決議を求める。陳情者、Y u f u 市民オンブズマン、共同代表気賀澤忠夫ほか1名。

受理番号11、件名、暮らしの移動の困りごとに早急に対応するため、地域ごとの当事者・市民による改善案を検討する場を求めます。陳情者、湯布院町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、谷千鶴。

受理番号12、“ほぼ乗客ゼロ”の朴の木スクールコースを、緊急に見直す提案。陳情者、湯布院町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、谷千鶴。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） ただいまの請願5件、陳情4件については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

日程第6. 報告第25号

日程第7. 報告第26号

日程第8. 報告第27号

日程第9. 報告第28号

日程第10. 承認第5号

日程第11. 議案第73号

日程第12. 議案第74号

日程第13. 議案第75号

日程第14. 議案第76号

日程第15. 議案第77号

日程第16. 議案第78号

日程第17. 議案第79号

日程第18. 議案第80号

日程第19. 議案第81号

日程第20. 議案第82号

日程第 2 1. 議案第 8 3 号
日程第 2 2. 議案第 8 4 号
日程第 2 3. 議案第 8 5 号
日程第 2 4. 議案第 8 6 号
日程第 2 5. 議案第 8 7 号
日程第 2 6. 議案第 8 8 号
日程第 2 7. 議案第 8 9 号
日程第 2 8. 議案第 9 0 号
日程第 2 9. 議案第 9 1 号
日程第 3 0. 議案第 9 2 号
日程第 3 1. 議案第 9 3 号
日程第 3 2. 議案第 9 4 号
日程第 3 3. 議案第 9 5 号
日程第 3 4. 議案第 9 6 号
日程第 3 5. 議案第 9 7 号
日程第 3 6. 議案第 9 8 号
日程第 3 7. 議案第 9 9 号
日程第 3 8. 議案第 1 0 0 号
日程第 3 9. 議案第 1 0 1 号
日程第 4 0. 議案第 1 0 2 号
日程第 4 1. 議案第 1 0 3 号
日程第 4 2. 議案第 1 0 4 号
日程第 4 3. 議案第 1 0 5 号
日程第 4 4. 議案第 1 0 6 号
日程第 4 5. 議案第 1 0 7 号
日程第 4 6. 議案第 1 0 8 号
日程第 4 7. 議案第 1 0 9 号
日程第 4 8. 議案第 1 1 0 号
日程第 4 9. 議案第 1 1 1 号
日程第 5 0. 議案第 1 1 2 号
日程第 5 1. 議案第 1 1 3 号
日程第 5 2. 議案第 1 1 4 号

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、本定例会に提出されました、報告第25号から報告第28号の報告4件、承認5号の承認1件、議案第73号から議案第114号までの議案42件について一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、上程いたしました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で審議をお願いいたします案件は、報告4件、承認1件、議案42件でございます。

まず、報告第25号及び報告第26号、専決処分の報告については、公用車の交通事故による和解及び損害賠償を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第27号、例月出納検査の結果に関する報告について、及び、報告第28号、定期監査の結果に関する報告については、監査委員による監査報告ですので、代表監査委員より報告をいたします。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについては、歳入歳出予算それぞれに1,661万3,000円を追加し、予算の総額を179億4,076万5,000円としたことの御承認をお願いするものでございます。

去る9月末の台風24号等による災害復旧事業に伴うものであり、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、10月3日に専決処分を行ったものでございます。

議案第73号、和解及び損害賠償の額を定めることについては、道路の陥没による、自動車の損傷に対する和解内容及び損害賠償額について、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第74号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第75号、由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正については、一般職の職員の給与改定に準じ、市議会議員並びに常勤の特別職の期末手当の支給月数の改正するものでございます。

議案第76号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、行政職給料表及び勤勉手当の支給月数、宿日直手当等の改正を行うものでございます。

議案第77号、由布市特別会計条例の一部改正については、由布市健康温泉館事業特別会計を廃止し、一般会計へ編入することに伴い、必要な改正を行うものでございます。

議案第78号、由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正については、議案第77号と同様の理由により必要な改正を行うものでございます。

議案第79号、由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定については、由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理期間が平成31年3月末をもって終了することに伴い、地方自治法第244条の2第6項の規定により、引き続き、由布市シルバー人材センターを指定管理者として指定するために議会の議決を求めるものでございます。なお、指定管理期間は平成31年4月から4年間です。

議案第80号、由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定については、城ヶ原農村公園の指定管理期間が平成31年3月末日に終了することに伴い、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定するために、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者選定委員会で審査を受け、指定管理候補者として由布市庄内町観光協会が選定されております。指定管理期間は、平成31年4月から4年間です。

議案第81号、由布市庄内農産加工センターの指定管理者の指定については、庄内農産加工センターの指定管理期間が平成31年3月末で終了することから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、引き続き、株式会社由布ボタジェを指定管理者として指定するために、議会の議決を求めるものでございます。指定管理期間は、平成31年4月から4年間でございます。

議案第82号、独自住宅、由布市市営特定公共賃貸住宅及び由布市市営雇用促進住宅並びにその共同施設の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、大分県住宅供給公社を指定管理者として指定するために、議会の議決を求めるものでございます。指定管理期間は、平成31年4月から4年間でございます。

議案第83号から議案第92号につきましては、市道路線の廃止及び認定に関する議案でございます。

議案第83号、市道路線長宝中央線の廃止については、道路新設改良工事完成による道路延長しました部分を含め、新たな路線として管理を行うため、市道を一旦廃止するものでございます。

議案第84号、市道路線長宝中央線の認定については、議案第83号で申し上げましたとおり、新設道路改良工事完成による道路延長しました部分を含めて、市道路線認定を新たにいただくものでございます。

議案第85号、市道路線小原馬米線の認定について及び議案第86号、市道路線生田原団地西線の認定については、請願採択による市道路線の認定をいただくものでございます。

議案第87号、市道路線小挾間影戸線の認定についてから、議案第92号、上影戸線の認定については、県道移管に伴う、市道路線の認定をお願いするものでございます。

議案第93号から、議案第99号までの、他の普通地方公共団体の公の施設を由布市の住民の利用に供することに関する協議についてについては、平成28年3月29日に発足した大分都市広域圏において検討されてきました、圏域内の公共施設の相互利用システムについて、平成

31年4月から運用が可能となったため、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、由布市民に、大分市ほか5市1町の公共施設を利用させる協議を行うことについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第100号から、議案第106号までの、公の施設を他の普通地方公共団体の住民に利用させることに関する協議については、先ほど申し上げました、議案第93号から99号までと同様の理由により、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、大分市ほか5市1町の住民に、由布市の公共施設を利用させる協議を行うことについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第107号、大字・字の区域の変更については、筒口地区土地改良事業の竣工に伴い、大字・字の区域を変更するものでございます。

議案第108号、平成30年度由布市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれに5億9,059万8,000円を追加し、予算総額を185億3,136万3,000円にお願いするものでございます。

歳入は、災害復旧に伴う分担金を初め、国県からの支出金や財政調整基金からの繰入金などを計上いたしております。

歳出の主なものとしては、湯布院庁舎の解体工事や9月の台風24号による、農地等の災害復旧工事、また来年度に向けて未設置の幼稚園、小学校の空調工事などをお願いしております。

議案第109号、平成30年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ321万1,000円を追加し、予算総額を43億1,176万円にお願いするものでございます。

歳入では、県支出金、諸収入を増額し、繰入金を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費、保険給付費および保険事業費を増額するものでございます。

議案第110号、平成30年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入及び歳出予算にそれぞれ1,044万円を追加し、予算総額を44億3,610万9,000円にお願いするものでございます。

歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金を増額し、歳出では、総務費、保険給付費を増額するものでございます。

議案第111号、平成30年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出それぞれ765万7,000円を追加し、予算総額を4億7,993万9,000円にするものでございます。

主なものは、歳入では、基金繰入金の増額及び市債を減額し、歳出では、簡易水道費、需用費及び工事請負費を増額するものでございます。

議案第112号、平成30年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ5万7,000円を追加し、予算総額を9,430万7,000円に願います。

歳入では、負担金及び諸収入を増額し、一般会計繰入金を減額するもので、歳出では、委託料及び給与管理費を増額するものでございます。

議案第113号、平成30年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入及び歳出予算にそれぞれ201万円を追加し、予算総額を6,807万1,000円に願います。

歳入では、使用料、繰入金を増額するもので、歳出では健康温泉館費を増額するものでございます。

議案第114号、平成30年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的予算の主なものは、収益的収入では、特別利益を増額するもので、収益的支出では、営業費用を増額するものでございます。

また、資本的予算の主なものは、資本的収入では、企業債の減額、資本的支出では、建設改良費を減額するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。慎重審査の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 郁夫君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、報告第27号及び報告第28号について、続けて報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 監査委員の大塚です。

それでは、報告第27号について御報告申し上げます。

報告第27号、例月出納検査の結果に関する報告について。地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果に関する報告を別紙とおりに提出する。平成30年12月5日提出。由布市代表監査委員、大塚裕生。

1ページから3ページに報告の内容を記載しております。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成30年7月分8月分9月分の例月出納検査をそれぞれ8月27日、9月25日、10月24日に実施いたしました。検査の対象は、会計管理者と企業出納員の関する各月末現在の現金のあり高と出納状況です。現金のあり高、出納関係諸表等の計数の適格性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。

検査の結果、資料の計数は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

続きまして、報告第28号について報告いたします。

報告第28号、定期監査の結果に関する報告について。地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。平成30年12月5日提出。由布市代表監査委員、大塚裕生。

1ページから3ページに報告の内容を記載しております。

地方自治法第199条第4項の規定により、平成30年度由布市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の執行について、平成30年10月30日から11月8日まで監査を実施いたしました。監査は、1ページに記載されている、監査の着眼点に基づいて各課から提出された監査資料により、所属長及び担当者からの聞き取りや質疑応答を行うとともに、帳票の照合や証拠書類の確認を行いました。

監査の結果、今回の監査の対象となる事務事業は、おおむね適正に管理されていると認められました。ただし2ページの(1)から(4)に記載している内容について改善、検討を求めています。

まず、1点目が、過年度支出が見受けられたことから、予算執行状況の把握と速やかな会計処理について。2点目が補助金の交付に係る規定の見直しと支出に関する事務処理の適正化について。3点目が郵便切手や印紙など、有価物の現金と同様の厳格な管理について。最後4点目が、決済文書に係る文書管理規定にのっとった事務処理について改善、検討を求めています。

監査の意見としましては、まず平成29年度の一般会計と特別会計の決算審査において、自主財源の確保に向けた取り組みをお願いしたところではありますが、本監査で各課より説明を受ける中で、その取り組み、検討が徐々に前進しているように感じられたところでございます。

職員一人一人が厳しい財政状況を認識し、一つでも多くの自主財源確保につながる施策の立案、実施等を期待しております。また、市税や各種使用料負担金等の未収金対策についても、さらに実効性のある対策により、未収金の縮減を図り、財源確保並びに公平性、公正性の確保に努めていただきたいと思っております。

次に、本庁舎方式に移行に伴う組織再編から2年が経過したところでございますが、依然として地域振興局と地域振興局業務に係る課との間で、事務分担や人員などに係る認識に差があると感じられました。現在、総務課が行政組織検討委員会を立ち上げ、課ごとの人員や事務分担等について検証しているとのことですが、所管業務の整理とそれに伴う適正な人員配置により、効果的・効率的な行政運営を図られることを望みます。

最後に、平成29年度の地方自治法の一部改正により、都道府県と指定都市では、内部調整に関する方針を定め、必要な体制を整備しなければならないものとされたところでございます。指定都市でない由布市では、努力義務となっておりますが、これまでの定期監査や毎月の例月出納検査で指摘してきた注意事項などが、いずれも内部統制においてリスクコントロールできる事項

であり、整備の必要性を感じているところでございます。今後、先進的事例等を研究され、有効な内部統制体制の整備を図るよう検討していただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 代表監査委員からの報告が終わりました。

次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。まず、報告第25号、報告第26号並びに承認第5号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（佐藤 公教君） 財政課長です。

それでは、報告第25号、26号の詳細説明をいたします。

まず、報告第25号です。専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて、同条第2項の規定により報告する。平成30年12月5日提出。由布市長。

ページをお開きください。

このページには、平成30年10月5日付で専決処分を行った専決処分書を添付をしております。事故の当事者、和解条件等につきましては、右のページに記載のとおりです。

事故の概要としましては、平成30年9月5日午後1時5分ごろ、大分市要町のおおいたシティ駐車場におきまして、甲の車輛が駐車のため後退した際に、後方確認を誤り、駐車中の乙の車輛の左前方部に接触したものです。本件は本件事故に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認め、和解し、損害賠償額14万584円と定めたものです。

続きまして、報告第26号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成30年12月5日提出。由布市長。

ページをお開きください。

平成30年10月17日付で、専決処分を行った専決処分書の添付をしております。事故の当事者、和解条件につきましては、右のページに記載のとおりです。事故の概要としましては、平成30年7月23日午後10時55分ごろ、由布市庄内町西後藤酒店駐車場におきまして、甲の車両が駐車のため後退した際に、後方確認を怠り、後方のたばこ自動販売機に接触をしたものです。本件事故に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認め和解し、損害賠償額を24万6,186円と定めたものです。この件の事項発生は7月でございますが、和解条件等で時間を要しましたことから、今議会での報告となりました。

続きまして、承認第5号について説明をさせていただきます。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年度由布市一般会計補正予算（第3号）について、別紙のとおり専決処分したので、

同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成30年12月5日提出。由布市長。

裏面をごらんください。

専決処分書です。平成30年10月3日付で専決処分を行っております。それでは、内容について御説明をいたします。

平成30年度一般会計補正予算（第3号）をごらんください。補正予算（第3号）の1枚目をめくっていただいて、平成30年度由布市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,661万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179億4,076万5,000円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年10月3日専決、由布市長。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正では、歳入歳出の款項ごとに補正額を記載しております。

3ページからは、補正予算事項別明細書を掲載をしております。

それでは、6ページ、7ページをお開きください。

歳入につきましては、16款2目の林道災害復旧事業費の県補助金と、その下の19款繰入金は、今補正の収支不足額を補うための財政調整基金からの繰入金を計上しております。

続きまして、8ページ、9ページをお願いします。

上段8款5項1目の区分1、公営住宅管理事業234万8,000円は、台風24号が原因で市営住宅の雨漏りが発生し、緊急に修繕を要する必要性が生じたため計上をしております。

中段の11款1項1目の区分1、農業用施設災害復旧費906万5,000円は、台風24号の災害に伴う農地23件、水路、農道6件の測量委託です。これの工事費につきましては、本12月議会の補正予算（第4号）に計上しております。

一番下11款1項2目の区分1、林業施設災害復旧事業費520万円は、台風24号の災害に伴う林道五ヶ瀬線復旧のための測量委託と工事請負費を計上しております。財源としては、県補助金を充当しております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤 郁夫君） ここで、暫時休憩します。

再開は11時15分とします。

午前11時02分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（佐藤 郁夫君） 再開します。再開しますが、一つ議事日程の中で訂正をさせていただき

ます。

3ページに第36号議案というところを書いてありますが、報告と書いてますが、そこを議案に訂正をお願いいたします。第36は議案第98号ということですので、訂正方をお願いいたします。いいですか、皆さん。3ページの第36号報告と書いておりますのを、議案に変えてください。

では、よろしくをお願いいたします。

次に、議案第73号から議案第76号まで続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（漆間 尚人君） 総務課長です。議案第73号から76号まで詳細説明を行います。

まず、議案第73号について、詳細説明を行います。

議案第73号、和解及び損害賠償の額を定めることについて。和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成30年12月5日提出、由布市長。

次のページをごらんください。

この事故の当事者は、記載のとおりでございます。事故の概要ですが、平成30年8月1日午前（12月18日議案訂正）3時30分ごろ、由布市庄内町湊2179番地先市道仁瀬小袋線において、乙の自動車が道路の端に寄ったところ、コンクリート舗装が陥没し、自動車の右前輪が陥没した穴に落ち、乙の車両に損害を与えた事故でございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し本件事故に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を148万5,344円と定めたものでございます。

次に、議案第74号でございます。議案第74号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成30年12月5日提出、由布市長。

改正内容につきましては、一般職の職員の給与改定に準じて、市議会議員の期末手当につきまして改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。改正条文については、2条からなっております。

第1条につきましては、平成30年12月支給分の期末手当を0.05月引き上げる改正を行うものでございます。第2条におきましては、だたいまの第1条で引き上げました支給月数を、平成31年4月1日以降、6月と12月の支給月に均等に振り分け、それぞれの支給月数を1.55月とし、合計3.10月とする改正を行うものでございます。

附則といたしまして、第1条の施行日は平成30年12月1日、第2条の施行日は平成31年4月1日としております。

次のページには、新旧対照表を載せておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第75号でございます。議案第75号、由布市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正について。由布市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成30年12月5日提出、由布市長。

本改正につきましては、ただいまの議案第74号と同様に、一般職の職員の給与改定に準じて、常勤の特別職の期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、3.10月とする改正を行うものでございます。

次ページに掲載の第1条、第2条の改正内容及びその次のページの新旧対照表につきましては、先ほどの議案第74号と同じでございます。

次に、議案第76号でございます。議案第76号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正について。由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成30年12月5日提出、由布市長。

人事院勧告に準ずる給与改定を行い、条例の一部改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

一部改正の条文については、1条から3条までとなっております。まずそのページ、第1条が記載しておりますが、表記を適切な表記に改めることと、宿日直手当を200円引き上げるものでございます。

それから、2枚めくっていただきまして、左のページ下段、第2条は勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げるものでございます。

右のページの上段に第3条がございますが、第3条につきましては、通勤手当の改正、それから期末手当の支給月数の改正、3つ目に第2条で引き上げた一般職及び再任用職員の勤勉手当を、来年4月以降それぞれ支給月数を一般職は0.925月、再任用職員は0.45月とする改正を行うものでございます。

新旧対照表で説明をいたします。次のページをごらんください。

まず、第1条関係でございます。ここの第1条、第3条、第11条の2につきましては、表記の修正でございます。下のページの上段ですが、第19条は人事院勧告に準じ、宿日直手当を200円引き上げ、4,400円に改正を行うものでございます。また、括弧書きの特殊な業務を主として行う日の宿日直勤務に当たっては、6,300円の記載がございますが、由布市には該当がありませんので、今回削除いたします。

それから下のほうの23条でございますが、これは表記の修正でございます。

一番下の別表1につきましては、人事院勧告に準じた給料表の改正を8ページにわたって記載をいたしております。

それでは、そこから5枚めくってください。第2条関係になります。勤勉手当の引き上げでござ

ございます。第22条第2項になりますけれども、人事院勧告に基づき、一般職の勤勉手当について0.05月分引き上げ、12月分を100分の90から100分の95に、再任用職員の勤勉手当の12月分の支給月数を0.05月引き上げ100分の42.5から100分の47.5に引き上げるものでございます。

下のページにつきましては、基準日の読み替えでございます。

次のページをお開きください。第3条関係の新旧対照表でございます。

まず、上ページの中段、第13条第2項は、自動車等を利用して通勤する者の通勤手当の改正を行うものでございます。現行は、自動車等を利用して通勤する者には、片道の通勤手当で2キロメートル以上31キロメートル未満については、1キロ増すごとによって850円を加えた額を、31キロメートル以上については、800円を加えた額を支給しており、3万2,700円を限度としておりますが、今回の改正によって、基本額を1,500円として新たに設け、片道1キロメートルの単価を800円とし、限度額については2万9,500円と改正を行うものです。

この改正については、近距離通勤者の通勤手当につきましては、県下で最も低い水準にあることから、今回改正を行うものでございます。

続きまして、上のページの下段、21条の第2項では、期末手当の支給月数を6月と12月の支給月に均等に振り分け、それぞれの支給月数を一般職は1.30月、次ページの上段ですが第3項再任用職員の6月、12月それぞれの支給月数を0.725月とする改正を行うものでございます。

ページの下段、第22条です。引き上げました一般職及び再任用職員の勤勉手当の支給月数を、6月と12月の支給月に均等に振り分け、平成31年4月1日以降、それぞれの支給月数を、一般職は0.925月、再任用職員は0.45月とする改正を行うものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第77号及び議案第78号について、続けて詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（馬見塚美由紀君） 健康増進課長でございます。

最初に議案第77号の詳細説明をさせていただきます。

議案第77号、由布市特別会計条例の一部改正について。由布市特別会計条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成30年12月5日提出、由布市長。

新旧対照表をごらんください。

由布市健康温泉館事業特別会計を廃止し、一般会計への編入を行うためのものでございます。

由布市湯布院健康温泉館は、平成2年2月に温泉利用型保養施設として建設されております。

現在では健康立市の大きな施策の一つとして、健康温泉館を市民の重要な健康増進施設として位置づけて、利用促進を図っています。今回、特別会計を廃止し、一般会計への編入を行う趣旨としましては、建設当初の観光客中心の観光施設という主な利用目的から、現在市民中心の健康増進施設という主な利用目的へ変わったことにありまして、それまで地方財政法第6条及び地方財政法施行令第46条第11項で定められています観光施設事業として公営事業に該当するという解釈から条例を定め、特別会計として運用を行ってまいりましたが、利用目的が変更になっているため、第11号の解釈から外れていると考え、一般会計へ編入を行うものでございます。

議案第77号については以上でございます。

続きまして、議案第78号の詳細説明を行います。

議案第78号、由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正について。由布市湯布院健康温泉条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成30年12月5日提出、由布市長。

新旧対照表をごらんください。

議案第77号の詳細説明と同じでございますが、由布市健康温泉館事業特別会計を廃止し、一般会計へ編入を行うために、由布市湯布院健康温泉館条例を一部改正するものでございます。

議案第78号については、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第79号について詳細説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（栗嶋 忠英君） 福祉課長です。議案第79号の詳細説明をいたします。

議案第79号、由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定について。由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成30年12月5日提出、由布市長。

施設名及び所在地、由布市挾間高齢者等就業支援センター、由布市挾間町向原17番地2。

指定管理者、公益社団法人由布市シルバー人材センター、理事長芦刈賢治、由布市挾間町向原17番地2。

指定管理期間、平成31年4月1日から平成35年3月31日まで。

指定条件、施設の管理は、指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行う。

由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理の選定につきましては、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項、第2号によりまして公募によらない、指定管理者の選定をしております。

由布市挾間高齢者等就業支援センターについては、施設の指定管理期間が平成31年3月末をもって終了することに伴い、公益社団法人由布市シルバー人材センターを指定管理者として指定

し、引き続き当施設の管理運営を行うものでございます。

資料といたしましては、指定管理選定委員会の報告書、指定管理運営業務使用書、指定申請書、協定書（案）を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第80号について詳細説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（衛藤 浩文君） 商工観光課長です。議案第80号についての詳細説明を申し上げます。

議案第80号、由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について。由布市城ヶ原農村公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244号の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成30年12月5日提出、由布市長。

施設名及び所在地、由布市城ヶ原農村公園、由布市庄内町柿原1番地。

指定管理者、由布市庄内町観光協会、会長佐藤人巳、由布市庄内町柿原1番地。

指定管理期間、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4年間。

指定条件、施設の管理は、指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行う。

指定管理者指定議案資料1をごらんください。

資料の1の2ページから4ページ、選定の経過選定の結果がございまして。城ヶ原農村公園は、平成30年8月1日の第1回指定管理者選定委員会で、募集要項及び仕様書の審査、決定後8月9日から8月24日までの期間、公募による受付を実施しました。その結果、2者から応募がありまして、10月4日の第2回選定委員会における指定管理者候補の審査を経まして、由布市庄内町観光協会が指定管理者の候補として選定されたものでございます。

指定管理者の由布市庄内町観光協会は、平成19年4月1日から現在まで指定管理者としての実績がございまして。また、指定管理者指定議案資料の2といたしまして、指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書（案）を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上です、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に議案第81号について詳細説明を求めます。農政課総括課長補佐。

○農政課総括課長補佐（左藤 毅君） 農政課総括課長補佐です。議案第81号について詳細説明を申し上げます。

由布市庄内農産加工センターの指定管理者の指定について。由布市庄内農産加工センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成30年12月5日提出、由布市長。

施設名及び所在地、由布市庄内農産加工センター、由布市庄内町柿原300番地1。

指定管理者、株式会社由布ポタジェ、代表取締役佐藤周二、由布市湯布院町川南110番地40。

指定管理期間、平成31年4月1日から平成35年3月31日まで。

指定条件、施設の管理は、指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行う。

本施設の現在の指定管理者は、株式会社由布ポタジェでございます。引き続き、指定管理者として指定し、当施設の管理運営を行うものでございます。

資料といたしまして、次のページからあります。指定管理委員会の報告書、指定管理運營業務仕様書、指定申請書、協議書（案）を添付しておりますので、御参照願います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に議案第82号から議案第92号まで続けて詳細説明を求めます。建設課長。

○建設課長（佐藤 洋君） 建設課長です。議案第82号、議案第83号から議案第92号まで一括して詳細説明を申し上げます。

まず最初に議案第82号、独自住宅、由布市市営特定公共賃貸住宅及び由布市市営雇用促進住宅並びにその共同施設の指定管理者の指定について、詳細説明を申し上げます。

議案第82号、独自住宅、由布市市営特定公共賃貸住宅及び由布市市営雇用促進住宅並びにその共同施設の指定管理者の指定について。独自住宅、由布市市営特定公共賃貸住宅及び由布市市営雇用促進住宅並びにその共同施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244号の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成30年12月5日提出、由布市長。

施設名及び所在地、独自住宅、由布市営小野屋第二住宅、由布市庄内町東長宝498番地1、由布市営五福上住宅、由布市庄内町東長宝379番地1、由布市市営特定公共賃貸住宅、由布市営鶴田団地、由布市挾間町挾間651番地、由布市営鶴田第二団地、由布市挾間町挾間687番地1、由布市営アウル石城、由布市挾間町来鉢36番地6、由布市市営雇用促進住宅、由布市営サンコーポラス挾間1号、由布市挾間町下市424番地1、由布市営サンコーポラス挾間2号、由布市挾間町下市424番地2。

指定管理者、大分県住宅供給公社、理事長、諏訪義治、大分市城崎町2丁目3番32号。

指定管理期間、平成31年4月1日から平成35年3月31日まで。

指定条件、施設の管理は、指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行う。

対象施設の指定管理者の選定につきまして、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第2号により、公募によらない指定管理者を選定しております。

資料といたしまして、選定委員会の報告書並びに指定管理者運營業務仕様書、指定申請書、協定書（案）を添付しておりますので、御参照していただきたいと存じます。どうぞよろしくお願い致します。

続きまして、議案第83号から92号までの詳細説明をいたします。

議案第83号の市道路線の廃止、議案第84号から議案第92号までの市道路線の認定について、詳細説明を申し上げます。

議案第83号、市道路線（長宝中央線）の廃止について。市道路線を次のように廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、長宝中央線、起点由布市庄内町東長宝663番3地先、終点、由布市庄内町西長宝1795番3地先、平成30年12月5日提出、由布市長。

裏面位置図をごらんください。本路線につきましては、県営基幹農道整備事業によります道路新設工事が完了したため、終点位置が変更せず起点の位置を図面右側となります市道樺木線への接点へ変更し、完了によります道路延長した部分を含め新たな路線として管理したいため、市道を一旦廃止するものでございます。

次に、議案第84号について詳細説明を申し上げます。

議案第84号、市道路線（長宝中央線）の認定について。市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、長宝中央線、起点由布市庄内町樺木671番7地先、終点由布市庄内町西長宝1795番3地先、平成30年12月5日提出、由布市長。

裏面位置図をごらんください。議案第83号で申し上げましたとおり、県営基幹農道整備事業における道路新設工事完了に伴います道路延長をしました部分を含めて、本路線を新たに認定していただくものでございまして、起点が市道樺木線との接点になります。延長は、2,166.2メートルでございます。

次に、議案第85号について詳細説明を申し上げます。

議案第85号、市道路線（小原馬米線）の認定について。市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、小原馬米線、起点由布市庄内町庄内原763番1地先、終点由布市庄内町庄内原529番地先、平成30年12月5日提出、由布市長。

裏面位置図をごらんください。図面右下となります県道東長宝西線を起点としまして、図面左上となります市道馬米平石線に通じます延長210.9メートルの部分新たに市道として管理するものでございます。なお、本議案は平成27年第2回定例会で市道認定の請願が採択された路線でございます。

次に、議案第86号について詳細説明を申し上げます。

議案第86号、市道路線（生田原団地西線）の認定について。市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、生田原団地西線、起点由布市挾間町谷318番2地先、終点由布市挾間町谷344番地先、平成30年12月5日提出、由布市長。

裏面位置図をごらんください。図面上となります市道生田原東山線を起点としまして、図面下となります生田原配水地付近に通じる延長151.3メートルの道路を新たに市道として管理するものでございます。なお、本議案は平成30年第2回定例会で市道認定の請願が採択された路線でございます。

続きまして、議案第87号について詳細説明を申し上げます。なお、議案第87号から議案第92号までは、県道の旧道移管に伴うものでございます。

議案第87号、市道路線（小挾間影戸線）の認定について。市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、小挾間影戸線、起点由布市庄内町小挾間408番4地先、終点由布市庄内町東大津留770番6地先、平成30年12月5日提出、由布市長。

裏面位置図をごらんください。図面右上となります県道別府庄内線を起点といたしまして、図面左下となります同じく県道別府庄内線に通じる延長774.9メートルの県道別府庄内線の旧道について新たに市道として管理するものでございます。

次に、議案第88号について詳細説明を申し上げます。

議案第88号、市道路線（上瀬口線）の認定について。市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、上瀬口線、起点由布市庄内町東大津留707番5地先、終点由布市庄内町東大津留551番3地先、平成30年12月5日提出、由布市長。

裏面位置図をごらんください。図面上となります県道別府庄内線を起点としまして、図面左下となります同じく県道由布庄内線に通じる延長508.8メートルの県道別府庄内線の旧道について新たに市道として管理するものでございます。

次に、議案第89号について詳細説明を申し上げます。

議案第89号、市道路線（中瀬口線）の認定について。市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、中瀬口線、起点由布市庄内町東大津留554番3地先、終点由布市庄内町東大津留307番5地先、平成30年12月5日提出、由布市長。

裏面位置図をごらんください。図面中央となります県道別府庄内線を起点としまして、図面下

となります同じく県道由布庄内線に通じる延長154.2メートルの県道別府庄内線の旧道について新たに市道として管理するものでございます。

続いて、議案第90号について詳細説明を申し上げます。

議案第90号、市道路線（北大津留川原線）の認定について。市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、北大津留川原線、起点由布市庄内町北大津留686番2地先、終点由布市庄内町北大津留634番1地先、平成30年12月5日提出、由布市長。

裏面位置図をごらんください。図面左となります同じく県道東山庄内線を起点としまして、図面右となります同じく県道東山庄内線に通じる延長315メートルの県道東山庄内線の旧道について新たに市道として管理するものでございます。

次に、議案第91号について詳細説明を申し上げます。

議案第91号、市道路線（下柚ノ木線）の認定について。市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、下柚ノ木線、起点由布市庄内町北大津留152番3地先、終点由布市庄内町北大津留62番1地先、平成30年12月5日提出、由布市長。

裏面位置図をごらんください。図面上となります同じく県道東山庄内線を起点としまして、図面下となります同じく県道東山庄内線に通じる延長256.6メートルの県道東山庄内線の旧道について新たに市道として管理するものであります。

最後になりますが、議案第92号について詳細説明を申し上げます。

議案第92号、市道路線（上影戸線）の認定について。市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、上影戸線、起点由布市庄内町東大津留995番4地先、終点由布市庄内町東大津留772番1地先、平成30年12月5日提出、由布市長。

裏面位置図をごらんください。図面上となります同じく県道東山庄内線を起点としまして、図面下となります同じく県道東山庄内線に通じる延長352メートルの県道東山庄内線の旧道について新たに市道として管理するものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に議案第93号から議案第106号まで、続けて詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（一尾 和史君） 総合政策課長です。

議案第93号、大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議についてから、議案第99号日出町の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議につい

て、および議案第100号、公の施設を大分市の住民の利用に供することに関する協議についてから議案第106号、公の施設を日出町の住民の利用に供することに関する協議についての議案は、相互に関連がありますので、一括して説明をさせていただきます。

議案第93号、大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について。地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。平成30年12月5日提出、由布市長。

おそれいります。議案第100号をお願いいたします。

議案第100号、公の施設を大分市の住民の利用に供することに関する協議について、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり公の施設を大分市の住民の利用に供することに関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。平成30年12月5日提出、由布市長。

これらの議案につきましては、由布市を含む7市1町で形成されました大分都市広域圏に関連したものとなります。

大分都市広域圏では、圏域全体の住民生活の関連機能サービス向上を目指し、その基本連携項目として公共施設の相互利用の促進を掲げております。平成28年度から協議を重ねてまいりました。

内容につきましては、圏域内の体育施設、文化施設などの相互利用を図り、圏域内住民の利便性の向上につなげていくための協議調整を行うと伴に、公共施設の案内及び予約システムの共同利用に向けた協議を行ってきたものでございます。

このほど協議が整いまして、来年度、平成31年度をめどに、公共施設の相互利用及び予約状況の確認や予約手続が可能となるシステムの共同利用を目指しているところです。

議案の第93号から106号までの議案につきましては、大分都市広域圏における協議内容を踏まえ、大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、日出町、7市町の公の施設の一部を由布市の住民の利用に供させるとともに、由布市の公の施設の一部を7市町の住民の利用に供させるための地方自治法第244条の3第2項に基づく協議について、議会の議決を求めるものでございます。

その協議の内容といたしましては、議案の中にもございますが、1つ目に、相互利用の対象とする施設、2つ目にその施設を利用させる方法、そして3つ目、施設の経費負担の3点となっております。これらの議案は、相互利用の対象地域となります大分都市広域圏8市町の住民に、施設を利用する権利を付与するといった意味の議案でもございます。ただ、これまでどおり、市外利用者の利用を制限するものではございません。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第107号について詳細説明を求めます。農政課総括課長補佐。

○農政課総括課長補佐（左藤 毅君） 農政課総括課長補佐です。

議案第107号について、詳細説明を申し上げます。

議案第107号、大字、字の区域の変更について。本市の大字、字の区域を次のとおり変更したいので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成30年12月5日提出、由布市長。

編入される字及び区域ですが、字が由布市挾間町小野字藤畑の2415から2419まで、2421、2433の1、2434の1、2434の2、2435の1、2435の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部です。

それから、編入する字ですが、由布市挾間町筒口字梶屋久保です。

資料といたしまして、次のページからありますが、現況図、大字、字区域変更図、換地図を添付しておりますので、御参照願います。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第108号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（佐藤 公教君） 財政課長です。

平成30年度由布市一般会計補正予算について、予算書に沿って御説明をいたします。補正予算書の表紙をお開きください。

議案第108号、平成30年度由布市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,059万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185億3,136万3,000円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は第2表繰越明許費による。第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。第4条、地方債の追加、廃止及び変更は、第4表地方債補正による。平成30年12月5日提出、由布市長。

それでは、1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。

次に、4ページをお願いします。第2表、繰越明許費です。湯布院複合施設整備事業、道路整備事業、洪水ハザードマップ作成業務それと小学校、幼稚園のエアコン整備、湯布院のB&G海

洋センターのプールの改修の繰越をお願いするものです。

次に、5ページをお願いします。

第3表、債務負担行為補正です。市報ゆふの印刷製本業務と外国語指導助手の派遣業務委託の設定をお願いをしております。

次に、6ページです。第4表、地方債補正です。上段の小学校、幼稚園大規模改造事業と湯布院B&G海洋センタープール改修事業の追加と、その下に教育施設ブロック塀安全対策事業がありますが、それにつきましては、下段の廃止欄にありますブロック塀安全対策事業として、ことしの9月に補正で計上をいたしました。11月に国の30年度補正予算が成立いたしました。補正予算に係る財政措置として、この教育施設ブロック塀安全対策事業として対応するように示されたところです。

このことから、今回の教育施設ブロック塀安全対策事業を追加補正で計上して、あわせて下段にあります、9月補正で計上したブロック塀安全対策事業を廃止をすることとしております。

次に、7ページをお願いします。変更の部分ですが、湯布院複合施設整備事業と市道山崎荒木線の橋梁補修事業の変更をお願いをしております。

8ページをお願いします。8ページは補正予算の事項別明細書です。この中の19款繰入金につきましては、財政調整基金から財源不足分を繰り入れをしております。

11ページ、12ページをお願いします。歳入の1番下です。教育費国庫補助金、区分1の教育費補助金2,031万9,000円は、先ほどの国の30年度の補正予算が成立したことによるブロック塀、冷暖房設備対応臨時特例交付金を計上しております。その他の歳入につきましては、特定財源として歳出科目に充てられているものは、歳出の項目で説明をさせていただきます。

それでは、19ページをお願いします。19ページは歳出です。

歳出の中で出てきますが、給与管理費につきましては、人事院勧告に伴う職員手当の組み替えによるもので、燃料光熱水費等につきましては、最近の燃料の高騰やことしの夏の猛暑による電気代の増加等により、予算の不足分を計上いたしております。また、各事業において過年度精算に伴う国費及び県費の返納金を計上しております。

それでは、その他の新規事業、増額分の主な事業について説明をさせていただきます。

24ページをお願いします。2款の総務費、1番下の企画費、区分2地域公共交通事業の36万7,000円につきましては、県道の落石による通行どめに伴う迂回及び新庄内公民館乗り入れに伴うコミュニティーバスの運行委託業務となっております。

26ページをお願いします。上段の区分3、湯布院複合施設整備事業につきましては、湯布院庁舎の解体工事に伴う管理委託及び工事請負費の1億2,515万1,000円が主なものです。ただし、今回の補正では、庁舎の解体工事のみとなっておりまして、これ以外に地中に埋まってい

る杭を抜く工事等が今後考えられると予想しています。

28ページをお願いします。28ページ1番下の区分1、知事、県議会議員選挙事業費534万9,000円につきましては、来年予定の大分県知事選に伴う報酬や選挙事務費及び投票用交付機等を30ページにかけて計上をいたしております。内容は、100%が県委託金となっております。

続きまして、32ページをお願いします。32ページ、3款の民生費です。下段の障がい者福祉費の区分1、自立支援事業の1,011万3,000円につきましては、自立支援医療の負担金で、医療費の増加見込みによるものです。財源は、国の2分の1と県の4分の1となっております。

34ページをお願いします。下段区分1、介護保険事業の157万円につきましては、在宅医療連携拠点体制整備事業補助金としまして、タブレット端末の購入補助金が主なものです。

36ページをお願いします。36ページ下段子育て支援費の区分1、一番下の保育所活動推進事業の9,934万7,000円につきましては、入所児童の増加に伴う不足分の扶助費となっております。財源は国庫補助金が2分の1と県補助が4分の1となっております。

38ページをお願いします。上段の区分3、病児・病後児保育事業の208万1,000円につきましては、キッズケアクラブ、イマジンが庄内にありますが、イマジンさんの利用者増により、基準額の変更に伴う増額が主なものです。財源は、国の補助金が3分の1、県が3分の1となっております。

42ページをお願いします。4款衛生費です。中段の母子保健費区分2、子ども医療費助成事業の554万5,000円につきましては、子ども医療費の不足分が主なもので、財源としましては県補助金と基金繰入金となっております。

46ページをお願いします。46ページ下段の6款1項3目の農業振興費区分4、下から2番目ですが、農地中間管理事業の399万5,000円につきましては、農地の受け皿であります農地中間管理機構を活用して、農地の集積、集約化を進める事業となっております。100%県補助金となっております。

48ページをお願いします。下段の1目の林業振興費、区分1、鳥獣被害総合対策事業の332万8,000円につきましては、ジビエ利用拡大モデル整備事業で、湯布院町の下依にジビエ加工所を整備するための大分ジビエ振興協議会への補助金となっております。

その下の区分2、造林事業の599万4,000円につきましては、森林組合が実施する森林整備事業で、事業拡大に対する国庫補助事業への上乗せ補助金となっております。

52ページをお願いします。上段8款土木費、区分1、道路維持事業の3,000万円につきましては、挾間、庄内、湯布院の各3地域の舗装補修、区画線設置、側溝整備、防護柵設置等の

工事費をそれぞれ計上させていただいております。

続いて、中段の区分1、道路整備事業単独事業の1,863万9,000円につきましては、挟間の市道、高由ハイツ中赤野1号線の測量設計委託と、湯布院のJR実施協定の市道山崎荒木線、山崎橋の橋梁補修工事となっております。

続いて、下の下段の区分1、雨水対策事業の383万6,000円につきましては、挟間地域の4カ所の排水整備工事となっております、財源は挟間町の生活環境整備事業分担金を充当しております。

54ページをお願いします。54ページ上段区分2、一般住宅耐震化等助成事業の20万円につきましては、大分県の補助金交付要綱により、ブロック塀の所有者がブロック塀の撤去に要する経費に対し、1件当たり10万円を限度として国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を補助をするという事業となっております。

その下、9款消防費になります。区分1、常備消防費の351万3,000円につきましては、平成31年度予定の新規採用者職員4名分の消防服、被服費が主な内容となっております。

56ページをお願いします。中段の区分2、災害対策環境整備事業913万7,000円につきましては、由布市の洪水ハザードマップの作成業務委託料となっております。

その下の10款教育費、区分1につきましては、区分1、教育環境管理充実事業の中の18節備品購入費の528万8,000円につきましては、児童生徒用の机及び椅子をこの時期に計画的に購入をしております。それと、車椅子児童が階段の上り下り時に使用する階段昇降車の購入も予定をしております。

58ページをお願いします。下段の区分1、小学校施設整備事業5,645万7,000円につきましては、石城小学校、川西小学校、塚原小学校の3校のエアコンの空調設備工事に伴う設計委託及び工事請負費を計上しております。

60ページをお願いします。上段の区分1、中学校施設管理事業134万円につきましては、庄内中学校体育館の照明と挟間中学校のテニスコートのブロック塀の工事が主な内容となっております。

62ページをお願いします。62ページ下段の区分1、幼稚園施設整備事業1,089万7,000円につきましては、湯布院幼稚園と石城幼稚園のエアコン設置に伴う設計委託と工事請負費を計上いたしております。

64ページをお願いします。64ページ上段、区分1、社会教育活動推進事業212万1,000円につきましては、3つの自治公民館、挟間の来鉢、時松、庄内の竹の下の公民館のトイレ等の改修に対する補助金でございます。

68ページをお願いします。上段の体育施設の区分4、スポーツ施設整備事業につきましては、

2,102万3,000円につきましては、湯布院B&G海洋センターのプールの上屋改修に伴う設計委託と工事請負費です。これにつきましては、台風24号でB&Gプールの屋根のシートが破損をしまして、それとあわせて経年劣化による鉄骨の塗装が剥がれたために、来年度のシーズンに間に合うように、今回の補正で計上をさせていただいております。

最後に、その下の11款災害復旧費の区分1、農業用施設災害復旧費7,100万円につきましては、先ほど承認5号で専決処分で台風被害の農地23件、水路、農道6件の測量委託を報告をいたしました。ここではその設計委託に伴う工事請負費を計上いたしております。財源は、補助対象事業の8割が県補助金で、残りの分は分担金と一般財源となっております。

以上で、補正予算の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第109号について、詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（佐藤 厚一君） 保険課長でございます。議案第109号を詳細説明をいたします。

議案第109号、平成30年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。平成30年度由布市の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ321万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,176万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年12月5日提出、由布市長。

まず、歳出のほうから説明させていただきます。事項別明細書の8ページ、9ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費11節需用費につきましては、法規追録代2万円の増額です。これは、国保の広域化に伴い、法改正が例年より多かったことによる増額でございます。

12節役務費の通信運搬費につきましては、73万8,000円の増額でございます。これは、後納郵便代でございますが、これまで3月末に次年度の国民健康保険被保険者証を送付してありまして、通常3月で不足分の補正などを行ってありましたが平成29年3月に発送した国民健康保険被保険者証の有効期限を30年7月末までとし、30年度よりは発送時期を7月としたことにより、その不足分につきまして年度末を待たずに12月の補正とさせていただきました。

13節委託料でございますが、共同電算委託料は、国保連合会よりのレセプト処理に対する委託料で、レセプト枚数により請求が行われますが、当初見込みより不足が生じたことにより61万8,000円の増額と、精神欠陥の人の医療費の割合が由布市の医療費に対して一定以上になると調整交付金の対象となりますが、その申請をするための特別業務委託料115万7,000円、合わせて177万5,000円の増額となります。

第三者求償事務手数料4万5,000円の増額です。通常、医療費は本人の窓口負担分を除い

た残りの部分を国保より医療機関へ給付しますが、その給付事由が第三者の不法行為により生じた場合、一般的には交通事故がその代表例になりますが、加害者にその責任割合に応じて給付額の支払いを求められるもので、国保連合会にその求償事務を委託しております。

第三者行為事務手数料は、第三者行為として返還されたお金の5%を連合会に支払いますが、今回、第三者求償金が当初予算額より多く入金されたため、これから年度末にかけて事務手数料が不足することとなったことによる増額であります。

この事務手数料は、全額調整交付金の対象となっております。

2項1目12節、口座振替手数料8万8,000円の増額です。これは毎年利用者がふえているコンビニ収納等の手数料の支払いに不足が生じたことによるものです。

2款5項1目葬祭費、45万円の増額です。これは、葬祭費の支給対象件数の増加に伴う増額です。この葬祭料の補助金は、平成30年度よりは県の普通交付金により全額交付されることとなっております。

次のページ、10ページ、11ページをお開きください。1番下の表、5款2項1目保健衛生普及費9万5,000円の増額です。臨時嘱託職員の賃金の補正となりますが、通勤手当の補正額及び、会議等の参加による賃金の割増補正でございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

大変お手数ですが、6ページ、7ページにお戻りください。

6款2項1目1節普通交付金45万円の増額です。これは先ほど歳出で説明をさせていただきました葬祭費45万円が県より交付金として交付されるものであります。

2節特別交付金767万7,000円の増額です。これは歳出で御説明いたしました5款2項1目7節賃金の臨時嘱託職員の賃金増額分9万5,000円と、また説明しました特別業務の精神欠陥の県特別交付金が、今のところ見込みで753万7,000円交付される予定であります。

それと、第三者求償事務手数料4万5,000円の合計、767万7,000円が合わせて県よりの特別交付金として交付される予定になっております。

一段飛ばしまして、12款3項2目一般被保険者第三者納付金90万円の増額であります。これも、先ほど歳出で御説明しましたが、第三者の不法行為により損害賠償金が当初予算より90万円増額になったための修正でございます。

上に戻りまして、10款繰入金、581万6,000円の減額です。先ほどの県特別調整交付金や第三者納付金の増額により、その部分を一般会計の繰入分をその部分を減額したことによる581万6,000円の減額でございます。

以上で、議案第109号の説明を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第110号について詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（馬見塚美由紀君） 健康増進課長です。議案第110号の詳細説明をいたします。

議案第110号平成30年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）。平成30年度由布市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,044万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億3,610万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年12月5日提出、由布市長。

内容を御説明いたします。事項別明細書の6ページ、7ページをお願いします。

まず、歳入ですが、3款1項1目、3款2項1目、4款、5款1項1目、7款1項1目については、介護保険サービス給付費の必要見込み額の増加による予算措置をお願いするものです。

3款2項3目につきましては、平成30年度介護保険制度改正対応に係る事務費の国庫負担分の予算措置をお願いするものです。

7款1項3目につきましては、平成30年度介護保険改正対応に係る事務費について、国からの補助金が生じることにより、予算減額をお願いするものです。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、財源の不足を介護給付費準備基金より繰り入れるものです。

次に、10ページから11ページをお願いします。

歳出ですが、1款1項1目一般管理費ですが、公用車の燃料費や法改正に伴う法規追録代、事務費の必要見込み額の増加による予算措置です。

2款につきましては、介護給付費の必要見込み額の増加による予算措置となっております。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第111号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（佐藤 正秋君） 水道課長でございます。議案第111号について詳細説明を申し上げます。

議案第111号平成30年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。平成30年度由布市の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ765万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,993万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。平成30年12月5日提出、由布市長でございます。

事項別明細書により御説明をさせていただきます。

まず、9ページ、10ページをお開きください。

歳出でございます。第1款1項1目総務管理費委託料19万2,000円につきましては、水道料金システムの改元に伴うシステムの保守料の増によるものでございます。

次に、1款1項2目維持管理費466万5,000円につきましては、緊急修繕費の増及び委託料の減によるものでございます。

次に、1款1項3目建設改良費、280万円の増につきましては、区分1、施設整備費促進事業の15節工事請負費、仮設影戸浄水水場の改修工事及び取水場の管理道の整備のため、今回増額の補正をお願いするものでございます。

戻りまして、7ページ、8ページをお開きください。

歳入でございます。今回、補正の財源といたしまして、5款2項1目基金繰入金903万3,000を増額し、7款2項1目雑入が82万4,000円を増額、8款1項1目簡易水道事業地方債を220万円減額補正をするものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第112号について詳細説明を求めます。環境課長。

○環境課長（花宮 宏城君） 環境課長です。議案第112号について詳細説明をいたします。

議案第112号、平成30年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。平成30年度由布市の農業集落排水特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところとする。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,430万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年12月5日提出、由布市長。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりまして、説明をいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款1項1目農業集落排水負担金86万4,000円の増額につきましては、庄内町東長宝地区での2件の新規加入により、加入負担金が発生したものです。

次に、4款1項1目一般会計繰入金は、歳入予算が歳出予算を上回るため、171万5,000円減額するものです。

6款2項1目雑入につきましては、消費税確定申告による還付金90万8,000円増額するものでございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費区分 1 3 節委託料電算運用業務につきましては、水道料金システムにおける改元作業委託業務であり、簡易水道事業特別会計及び水道事業会計と案分計算し、3 万 2,000 円を増額するものです。

2、給与管理費区分につきましては、人事院勧告に準じた給与改定に伴い増額するものであります。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第 1 1 3 号について詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（馬見塚美由紀君） 健康増進課長です。議案第 1 1 3 号の詳細説明をいたします。

議案第 1 1 3 号、平成 3 0 年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第 2 号）。平成 3 0 年度由布市の健康温泉館事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 0 1 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,807 万 2,000 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出、由布市長。

内容を説明いたします。事項別明細書の 6、7 ページをお開きください。

まず、歳入でございます。1 款 1 項 1 目使用料 1 1 7 万 4,000 円は、研修棟の使用料金収入金でございます。

次に、8 ページ、9 ページをお願いします。

歳出です。1 款 1 項 2 目の施設管理費 2 0 7 万 7,000 円は、ボイラーの灯油使用料と灯油価格高騰における燃料費の追加、水道使用量増における光熱水費の追加をお願いするものでございます。

以上で、健康温泉館事業特別会計補正予算の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第 1 1 4 号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（佐藤 正秋君） 水道課長でございます。議案第 1 1 4 号について詳細説明をいたします。

議案第 1 1 4 号平成 3 0 年度由布市水道事業会計補正予算（第 1 号）。総則第 1 条、平成 3 0 年度由布市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第 2 条、平成 3 0 年度由布市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款の項目の補正予定額と計のみを読み上げさせていただきます。

収入、第1款、水道事業収益、補正予定額86万7,000円、計5億9,869万5,000円。
支出、第2款、水道事業費用、補正予定額266万5,000円、計6億481万5,000円。
資本的収入及び支出、第3条、第4条中括弧「不足する額2億1,502万1,000円」を、
「不足する額2億1,505万7,000円」に、「過年度分の損益勘定留保資金2億1,502万
1,000円」を「過年度分損益勘定留保資金2億1,505万7,000円」に改め、資本的収
入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第3款、資本的収入、補正予定額1,000万円減額、計1億1,798万2,000円。

第4款、資本的支出、補正予定額996万4,000円減、計3億3,003万9,000円。

事業債の補正、第4条、予算第6条中、挾間地域配水管更新工事の限度額3,560万円を
2,560万円に改める。

3ページをお開きください。議会の議決を得なければ流用することができない経費、第
5条。予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。(1)職員給与費、補正予定額、
3万6,000円、計4,139万6,000円。平成30年12月5日提出、由布市長。

詳細につきましては、補正予算説明書で御説明いたしますので、5ページをお開きください。

まず、収益的収入でございます。1款3項2目過年度損益修正益86万7,000円の増額補
正でございますが、過年度分の消費税修正による戻入の増でございます。

収益的支出でございます。2款1項1目原水及び浄水費586万円の減額補正につきましては、
挾間浄水場の夜間警備委託料入札減及び挾間浄水場、取水場の電気料の増額によるものでござい
ます。

また2目配水及び給水費の397万5,000円増額補正につきましては、修繕費等の増額に
よるものでございます。

4目総係費の65万5,000円の増額補正につきましては、料金システムの元号の改元によ
るものでございます。

5目減価償却費の390万5,000円の増額補正につきましては、平成29年度分の実績値
が確定したものによるものでございます。

7ページにつきましては、地方債に関する調書でございます。

8ページにつきましては、給与費明細書でございます。御参照いただきたいと思います。

以上で詳細説明を終わります。

○議長(佐藤 郁夫君) 各議案の詳細説明が終わりました。

○議長(佐藤 郁夫君) 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

次回の本会議は、12月7日午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締め切りは、明日正午までです。また、議案質疑に係る発言通告書の締め切りは、10日の正午までとなっておりますので、厳守をお願いいたします。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでございました。

午後0時36分散会
